2009年4月30日

各位

経営企画室

緊急！豚インフルエンザに対する当社の対応について（その2）

ニュース等の報道にありますように世界保健機関（WHO、本部・ジュネーブ）は、警戒水準（フェーズ）を「4」から「5」に引き上げました。これは「新型インフルエンザ」が世界的大流行（パンデミック）の一歩手前で、複数の国で人から人への感染が進んでいることを示すものです。

政府は30日朝、新型インフルエンザの警戒水準が「5」に引き上げられたことを受け、河村建夫官房長官、舛添要一厚生労働相と関係省庁局長級が出席する新型インフルエンザ対策本部の幹事会を首相官邸で開きました。幹事会は、28日に決定した対処方針に基づいて、国内感染阻止に向け、入国者の健康状態の把握など検疫強化による水際対策徹底を確認しました。

現状、WHOが渡航制限や国境閉鎖を勧告しておりませんので、緊急に社会生活に影響はでてこないものと考えますが、発生地との間の旅客機、船舶の運航自粛要請などの措置も想定し、当社としても公衆衛生の観点から更なる緊張感をもって、冷静に対処していかなければなりません。

当面の対応は4月28日に掲示いたしましたが、基本的な感染予防策を徹底し、安全に事業を継続すべく、下記事項を追加いたしますので、周知願います。繰り返しますが、「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、ニュース等で報道される情報や先般配布いたしました『新型インフルエンザ予防マニュアル』を参考に感染予防に努めてください。また、海外へ出向く際は、引き続き、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めてください。

****

追加事項（重要）

1. 就業対策に関する事項
就業規則第９６条および第９７条により、新型インフルエンザへ感染した場合（疑いがある場合も含む）は就業を禁止するとともに、届出義務を厳格化します。また、産業医を含む医師の指示を厳守するものとし、診断書の提出や出勤停止といった措置も厳格に取扱うことといたします。

2. 組織的な報告・連絡の態勢に関する事項
原則、現行のライン組織を基本とします。なお、意思決定や情報伝達の代位順位（部長が倒れたとき、連絡がつかないときは副部長が代行する、といったことです）は各部門の事情を考慮した上で、決定しておいてください。

3. 緊急連絡態勢に関する事項
各部門、各プロジェクトで緊急連絡態勢を整え、ライン組織を通じて、すみやかに情報が伝達されるようにしてください。また、独居社員が多いことも想定し、態勢を検討してください。

4. 対策本部に関する事項
状況によっては緊急対策本部を組成し、感染リスクに対するコントロールを行います。この場合、現行ライン組織とは異なった業務執行態勢となり、様々な権限委譲を行います。

5. 事業継続に関する事項
今後、状況によっては以下の事象が想定されますので、各部門において、事業継続に対する態勢について事前準備（経常業務の継続、プロジェクト推進体制の見直し、顧客、取引先との事前取決めなど）をお願いいたします。
【例】 体調不良者・欠勤者の増加、オフィスビルや事業所の閉鎖、政府および各都道府県の安全衛生に関する要請、顧客企業、取引先（パートナーを含む）からの安全衛生に関する要請

6. 備蓄等に関する事項
大流行を想定し、各自の判断において必要な備えをお願いいたします。

7. 新型インフルエンザに対する問い合わせに関する事項
医療・疾病に関する問い合わせに対し、担当部門での対応範囲には限界がありますので、外部の問い合わせ窓口などを活用してください。
また、自己の居住地域を管轄する保健機関（保健所等）については早急に確認しおいてください。
・全国保健所一覧　http://www.phcd.jp/HClist/HClist-top.html
・外務省豚インフルエンザ相談窓口　（代表）03-3580-3311（内線）4625、4627、4629
・外務省　海外安全ホームページ　http://www.anzen.mofa.go.jp/
http://www.anzen.mofa.go.jp/i/　（携帯版）
・クレスコ健康相談２４

8.　行動指針に関する事項
流行地からの帰国時、検疫で、陰性であっても、健康状態に不安がある場合（発熱、咳といった症状に限らず、なんかヘンだ、という場合も含みます）、自己判断は危険ですので、医師の診断を受け、感染していないことが判明してから出社するよう、心がけてください。
また、海外へ渡航していなくても、健康状態に不安がある場合は同様に行動してください。
【感染が疑われる場合】
感染の有無は、専門家による判断が必要です。自己判断はせず、必ず医療機関（保健所、病院等）、その他窓口　（省庁相談窓口、クレスコ健康相談など）に相談の上、適切な行動をとるとともに、状況をすみやかに上長経由で人事部に報告してください。
【感染が認められた場合】
政府ならびに各都道府県の方針、医療機関の指示にしたがってください。また、状況をすみやかに上長経由で人事部に報告してください。

以上